

令和5年度 秋田県認知症介護基礎研修(e ラーニング)実施要領

1 目的

認知症介護に携わる者が、認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を遂行する上で基礎的な知識・技術とそれを実践する際の考え方を身につけ、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供を行うことができるようにします。

2 受講対象者

県内の介護保険施設・事業所等に従事し、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格(※)を有しない者等を対象とします。介護に直接携わらない者や有資格者が受講することは差し支えありません。

なお、令和3年度介護報酬改定にて運用基準が見直され、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格(※)を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けられました。当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置が設けられ、令和6年3月31日までの間は努力義務とされています。

また、事業所が新たに採用した従業者については、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとされています。

(※)医療・福祉関係の資格

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、管理栄養士、栄養士、社会福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士 等

3 研修実施機関(指定機関)

社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター

4 研修カリキュラム

認知症介護基礎研修シラバス(認知症介護研修・研究仙台センター作成)によります。

5 受講申込み手続き

令和6年3月31日まで随時受け付けます。事業所の登録、受講者の登録、受講料の支払い、修了証の発行手続きについては、実施機関の案内に従ってください。

○認知症介護基礎研修 e ラーニングの御案内(<https://kiso-elearning.jp/>)

6 受講料

3,000 円(消費税込み)／人

7 留意事項

e ラーニングシステムの運用や受講操作手続きに関するお問合せは、e ラーニングシステム内の「お問合せフォーム」のご利用をお願いします。